特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、寄附金額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務			
②事務の概要	地方税法附則第7条の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村長にその情報を通知する。			
③システムの名称	なし			
2. 特定個人情報ファイル名				
ワンストップ特例申請書ファイ	ル、ワンストップ特例申請通知ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24 地方税法附則第7条第5項、第12項			
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	財源改革推進課			
②所属長の役職名	財源改革推進課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	財源改革推進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111			
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上 3) 1万人以上10 4) 10万人以上3 5) 30万人以上	1万人未満)万人未満		
いつ時点の計数か			6年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	6年12月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] ごぞれ重点項目詞	<選択肢> 1)基礎項目評値 2)基礎項目評値 3)基礎項目評値 『価書又は全項目評価書におし	西書及で 西書及で		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。)	Ε]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	o]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入 <i>†</i> 2)十分である 3)課題が残され			

7. 株	7. 特定個人情報の保管・消去						
	個人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. J	手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	を取り扱う事務に従事する職員 い、未受講者に対しては再受講 を講じている。また、庁内で漏え	((会計年度職員を含す 情の機会を付与し、関係 とい等のヒヤリハット事 している。これらの対策	多を行っている。年度中において、特定個人情報 ご。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行 系する全ての職員が研修を受講するための措置 「案が発生した際等には、再発防止策等の周知 「を講じていることから、従業者に対する教育・啓		

変更箇所

S. () 中者	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
中和3年9月10日 1. 対象人数	;和1年5月10日 第	新様式への変更	[事後	
市和3年1月1日 時点 中和3年1月1日 時点 中和3年1月1日 時点 中和3年1月1日 時点 中和3年1月1日 時点 事後 組織再編に伴う変更の 令和4年9月2日 「関連情報	^{5和3年9月16日} 1	1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年9月2日 I. 関連情報 5.① 部署 総合政策課 財源改革推進課 事後 組織再編に伴う変更の 事後 令和4年9月2日 I. 関連情報 5.② 所属長の役職名 だの所属長の役職名 大分県由布市庄内町柿原302番 地 由布市 総務課 総務係 総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番 原302番地 Tell097-582-1111 事後 組織再編に伴う変更の 事後 令和4年9月2日 I. 関連情報 8.連絡先 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番 地 由布市 総合政策課 企画調整係 事後 組織再編に伴う変更の 事後 組織再編に伴う変更の 事後 令和4年9月2日 II しきい値判断 2.取扱者数 500人以上 500人以上 500人未満 500人未満 番号法第9条第3項 別表第一の16 地方税 5個人番号の利用 法令上の 法附則第7条第5項、第12項 事後 番号法改正のため 事後 令和6年12月25日 1. 対象人数 11 しきい値判断項目 2. 取扱者数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後 令和6年12月25日 1. 対象人数 11 しきい値判断項目 2. 取扱者数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後	^{1和3年9月10日} 2	2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年9月2日I 関連情報 5.②所属長の役職名総合政策課長財源改革推進課長事後組織再編に伴う変更の令和4年9月2日 7.請求先 令和4年9月2日 7.請求先 中和4年9月2日 8.連絡先 中和4年9月2日 8.連絡先 中和4年9月2日 7.請求告 1 関連情報 8.連絡先 中和4年9月2日 7.請求告 1 関連情報 8.連絡先 中和4年9月2日 7. 請求 1 関連情報 8.連絡先 中和4年9月2日 7. 前期 1 関連情報 500人以上 2.取扱者数 中和6年12月25日 7. 前期 5. 個人番号の利用 1. 対象人数 中和6年12月25日 1. 対象人数第後 7. 日本市 総合政策課 2. 取扱者数 2. 取扱者数 2. 取扱者数 5. 日本市 総合政策課 2. 取扱者数 2. 取扱者数第後 3. 日本市 総合政策課 4. 日本市 総合政策課 4. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総合政策課 4. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総合政策課 4. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総合政策課 4. 日本市 総合政策課 5. 日本市 総務課 5. 日本市 総務課 	STUE OF OF	I 関連情報	総合政策課	財源改革推進課	事後	組織再編に伴う変更のため
T 1 関連情報	E	I 関連情報	職名 総合政策課長	財源改革推進課長	事後	組織再編に伴う変更のため
T 関連情報	·和4年0月2日 I	I 関連情報	〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番		事後	
令和4年9月2日 II しきい値判断 2.取扱者数 500人以上 500人未満 事後 錯誤のため 令和6年12月25日 II 関連情報 5.個人番号の利用 法令上の 5.個人番号の利用 法令上の 法附則第7条第5項、第12項 番号法第9条第3項 別表第一の16 地方税 法附則第7条第5項、第12項 事後 番号法改正のため 則第7条第5項、第12項 令和6年12月25日 II しきい値判断項目 1. 対象人数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後 令和6年12月25日 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後	·和/在0日2日 I	I 関連情報	〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番	財源改革推進課 〒879-5498 大分県由布市	事後	組織再編に伴う変更のため
中和6年12月25日 I 関連情報 5.個人番号の利用 法令上の 法附則第7条第5項、第12項 番号法第9条第3項 別表第一の16 地方税 則第7条第5項、第12項 番号法第9条第1項 別表の24 地方税法附 則第7条第5項、第12項 事後 番号法改正のため 別第7条第5項、第12項 中和6年12月25日 田 しきい値判断項目 1. 対象人数 中和6年12月1日 時点 中和6年12月1日 時点 事後 中間とい値判断項目 2. 取扱者数 中請者からマイナンバーの提供を受け、その上で 事後	₹11/年0日2日	Ⅱしきい値判断			事後	錯誤のため
令和6年12月25日 耳しきい値判断項目 1. 対象人数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後 令和6年12月25日 耳しきい値判断項目 2. 取扱者数 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後 2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で	106 E 10 B 25 B	I 関連情報			 事後	番号法改正のため
令和6年12月25日 II しきい値判断項目 令和3年1月1日 時点 令和6年12月1日 時点 事後 2) 十分である・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で	和6年12日25日	Ⅱしきい値判断項目	省口		事後	
2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で		Ⅱしきい値判断項目	有相3年1月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
IV 8. 人手を介在させる作業 1V 8. 人手を介在させる作業 り、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。			介在させる作 旧様式になし	・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考	事前	様式の改正に伴うもの
● 11. 最も優先度が高いと思われる対策 IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策 日様式になし 日様式になし 日様式になし 日様式になし 日様式になし 日様式にない。等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	- 和6年12月25日 N と	Ⅳ 11. 最も優先度が高い と思われる対策	・ 受先度が高い 旧様式になし	9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を 取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を 講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事 素が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講 じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十	事前	様式の改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明